万 災空地第2号の調整を進めています!

前号で防災空地の第1号の完成についてお伝えしましたが、現在、第2号の整備に向けた調整を小 田周辺地区で進めており、次号では完成のご報告をすることができそうです。ご期待ください。

川崎市では、住まいの耐震対策に対する支援も行っています。

①木造住宅耐震診断士派遣制度

川崎市が無料で耐震診断士を派遣します。

対象建築物

- 1) 昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築
- 2) 木造2階建て以下の住宅 (一部鉄骨造等の混構造は対象外)
- 3) 戸建て・共同住宅・長屋・店舗兼用住

(店舗等が全体の1/2以下)

4) 木造在来工法のもの(ツーバイフォー 工法・パネル工法は対象外)

※今ての亜件を港たす必要があります

②木造住宅耐震改修助成制度

川崎市が費用の一部を助成します。

対象建築物 ①と同じ

助成額

費用の2/3かつ上限100万円

お問合せ先

川崎市 まちづくり局 指導部 建築管理課 耐震化支援担当 電話:044-200-3017 (直通)

皆さまの疑問・質問に専門家がお答えします!

支援制度の疑問質問や、住まいに関する悩み事、住環境や土地に関する問題をお持ちの方に、無料 で専門家がご相談に伺います。お気軽にご相談ください。

幸町周辺地区の防災まちづくり お問合せ先

各種制度の詳細は右記のホームページをご覧いた だくか、下記のお問合せ先へご連絡ください。

川崎市 不燃化



http://www.city.kawasaki.jp/500/page/0000018063.html

川崎市 まちづくり局 市街地整備部 防災まちづくり推進課 電話:044-200-2731 (直通)

川崎市からのお知らせ

幸町周辺地区 災まちづくり通信

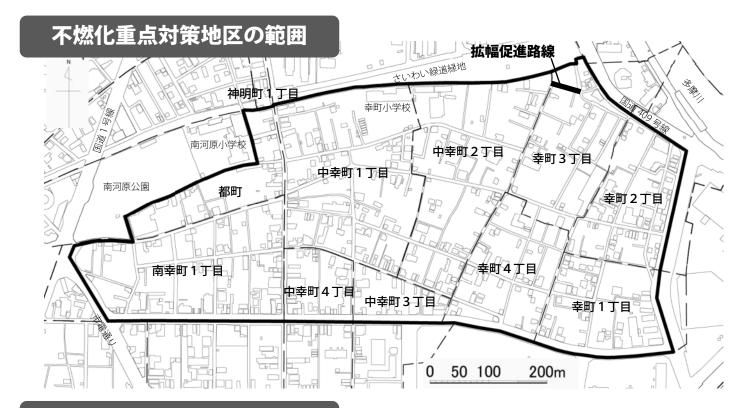


幸町の不燃化重点対策地区内の皆さま

支援制度をご活用ください!

すでに多くの方が 利用しています! (昨年度 76 件)

下図の「**不燃化重点対策地区**」では、建築物を新築(一部増改築含む)する際に 原則として準耐火建築物等以上とする規制が定められているほか、補助金などの支援を 受けることが可能です。本号ではこの支援制度の概要についてご紹介します。



支援制度のメニュー

- 1. 老朽建築物の解体除却工事に対する補助金
- 2. 建築物の耐火性能強化工事(新築・改修)に対する補助金
- 3. 防災空地等の創出に対する固定資産税等の非課税措置
- 4. 建築物の共同化建替工事・設計に対する補助金
- 5. 指定路線の道路拡幅工事に対する補助金等

※平成37年度までの期限付きの制度です。

2・3ページを ご覧ください

編集協力:(㈱)都市環境研究所

密集市街地の改善に向けた支援制度の概要

①老朽建築物の解体除却工事に 対する補助金

老朽建築物の

除却にかかる費用の一部を補助

します。

対象建築物

旧耐震基準または耐用年数超過の建築物

補助対象者

建物を所有する個人・法人

補助金額

下記の算定方法のうち最も低い金額

- 1) 実費(工事請負契約額) × 2/3
- 2) 延べ面積 (m) × 2万円/m× 2/3
- 3) 100万円(上限額)

②建築物の耐火性能工事(新築・ 改修)対する補助金

新築または改修により耐火性能を満たす場合、 かかる費用の一部を補助します。

対象建築物

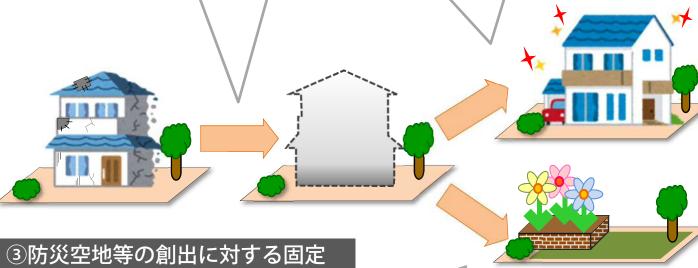
不燃化推進条例の規制対象で、新築または 改築により耐火性能の基準を満たす建築物

補助対象者

建築主の個人・法人

補助金額

補助対象建築物の延べ面積に基づき決定 (上限額は200万円)



資産税等の非課税措置

地域開放に協力いただける民有地に対して、

固定資産税・都市計画税を非課税 とします。

要件

私有地を更地化して一定期間(3~5年以 上)地域へ開放

運営主体となる町内会等との事前調整 等

④建築物の共同化建替工事・ 設計に対する補助金

複数の老朽建築物を共同で建替える事業

に対して、費用の一部を補助します。

⑤指定路線(拡幅促進路線)の道路拡幅工事に対する補助金等

指定路線における沿道民有地部分の道路拡幅について、

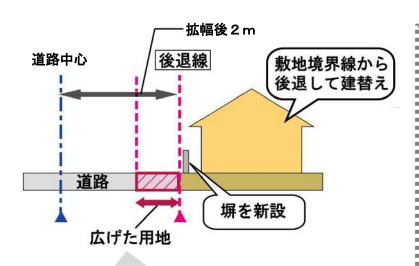
塀の解体・新設等にかかる費用の一部を補助します。

要件

拡幅促進路線において、道路中心から2m後退し、 塀・垣柵等を除却して道路状に整備

補助内容

塀・垣柵等の除却や新設の工事費の一部 (上限額は30万円)



Aさんの場合

拡幅促進路線が指定された道路の沿道

○道路拡幅に併せて塀と樹木 を撤去し、生け垣を新設し た費用について、補助を受 けることができました!

補助額30万円(上

道路が広がることで、

- ●災害時の消火活動等が円滑になります!
- ●安全な避難経路が確保できます!

狭あい道路について

現在の道幅が4m未満の 建築基準法による道路等 が対象となり、建築をす る時には、道路中心から 2mに後退する義務があ ります。





拡幅後

拡幅前